

なぜ、ハラスメントが問題なのか！

ハラスメントは、重大な人権侵害行為です。

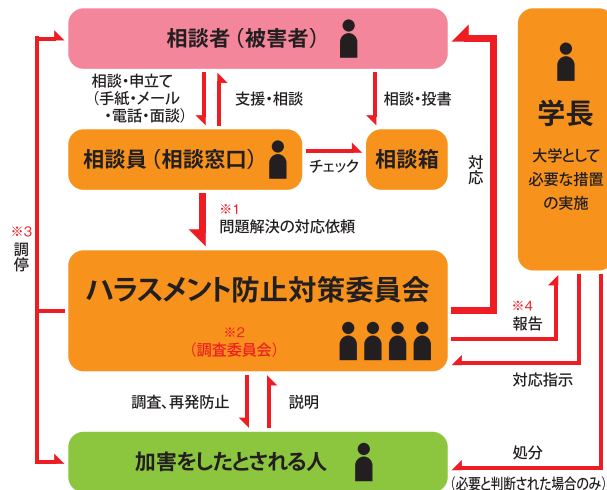
それは、行為者（加害者）が意識せずに行った行為であっても被害者は、尊厳を傷つけられ、プライバシーを侵害され、また長期にわたって身体的・精神的に重大な打撃を受けることになるからです。また、そのために大学に来ることができなくなったり、退学・退職に追い込まれてしまったりすることもあるからです。

本学の学生、大学院生及び教職員等すべての者は、ハラスメントを行ってはいけません。また、他の者が行うハラスメント行為を看過してはいけません。一人ひとりが常に意識し、ハラスメントのない健全で快適な教育研究環境・職場環境の形成に努めましょう。

NO!

ハラスメント

相談と解決の流れ図（例）



★学生・教職員は、就学又は就業に関してハラスメント等が生じた場合は、迅速かつ適切な対処を学長、学部長、防止対策委員会に申し立てることができます。

★すべての過程において、相談者（被害者）のプライバシーは厳守され、相談内容は秘守されます。

★相談者（被害者）は、相談員に相談するだけでも構いませんし、「防止対策委員会」に対応を申し立てることもできます。窓口（相談員）は、相談員研修を受講しており、相談内容については守秘義務が課せられていますので、安心して、相談してください。

★相談者（被害者）が相談を打ち切りたいときには、どの段階であっても、相談者（被害者）の意志を尊重し、そこで調査・検討を打ち切ることもできます。

※1 相談員は、相談者の了承を得て、相談内容を防止対策委員会に報告し、大学による解決等の対応を依頼します。

※2 防止対策委員会は事実関係等の確認と対応のため、必要に応じて調査委員会を設置します。

※3 防止対策委員会が事実関係の調査の過程で、和解の可能性が生じた場合には、調停により解決を図ることができます。

※4 防止対策委員会は、事実関係を確認し、大学として必要な措置について学長に報告します。

「悩まず、迷わず、まず相談しましょう。」

環境が悪化する
前に！

ダメージを受ける
前に！

問題が拡大する
前に！

ハラスメントの相談に関する情報は、静岡大学ホームページで確認できます。

URL : <http://www.shizuoka.ac.jp/>

Search→「ハラスメント相談」

静岡大学ハラスメント防止対策委員会

NO!

ハラスメント

しない。
させない。
見過ごさない。

静岡大学は、いかなるハラスメントも容認しません。



静岡大学ハラスメント防止対策委員会

ハラスメントとは？

●セクシュアル・ハラスメント

教職員及び学生等が、他の教職員及び学生等の意に反する性的な言動を行い、当該教職員及び学生等を不快にさせる行為、並びに当該教職員及び学生等に対して利益又は不利益を与えることを利用した性的な要求をする行為。

●アカデミック・ハラスメント

教職員が、学生等に対して、教育研究の場における優位的地位を利用して、教育、研究若しくは就学上の不適切な言動又は差別的な取扱いを行うこと。

●パワー・ハラスメント

教職員が、職務上の地位若しくは権限を不当に利用し、又は逸脱して、他の教職員に対して不適切な言動又は差別的な取扱いを行うこと。

●その他のハラスメント

教職員及び学生等が、他の教職員及び学生等に対して、個人的属性等を理由に不適切な言動又は差別的な取扱いを行うことにより、当該教職員及び学生等に精神的苦痛を与えること。

ハラスメントで悩んでいるときには

ハラスメント問題の解決や防止のために、静岡大学では、ハラスメント相談員制度を導入しています。もし、皆さんが、ハラスメントの被害を受けたら、自分を責めず、学内の相談員に相談するようにしてください。もちろん、学外の相談窓口等の利用や、保健センターや学生相談室などでも相談にのってくれます。また、友人や同僚、身近なところでハラスメントが起こった場合や起こっていると予想される場合なども、そのまま放置せずに、相談員に相談するなどの措置をとるようにして下さい。そのほか、ハラスメントに関する質問や意見、苦情等にも相談窓口や相談箱を利用できます。

●相談窓口・相談員

ハラスメントに関わる問題で悩んでいるときは、所属学部・機関、身分等に関わりなく、皆さん自身が相談しやすいと考える相談窓口・相談員に相談できます。相談員は、相談者のプライバシーを固く守り、相談内容についても秘密を厳守します。相談したことで不利益を受けることは決してありませんので、安心してご相談下さい。相談員は、相談者（被害者）の立場に立って、お話をうかがいます。

●相談箱

相談箱は、各部局に設置しており、週1回、相談員が内容を確認しています。（設置場所は静岡大学ホームページをご覧ください。）

静岡大学のハラスメント防止体制

●学長

学長は、本学におけるハラスメントの防止及び排除並びにハラスメントに起因する問題の対応に関し統括し、ハラスメントまたはハラスメントに起因する問題が生じた場合には、必要な措置を迅速かつ適切に講じます。

●学部長等

学部長等は、就学及び就労に相応しい環境を確保するため、学長及びハラスメント防止対策委員会と連携し、ハラスメントの防止及び排除並びにハラスメントに起因する問題の対応に努めます。

●ハラスメント防止対策委員会

本学に、ハラスメント防止対策委員会を設置しています。この委員会は、

- ①ハラスメントの防止に関する啓発及び研修に関すること。
- ②ハラスメントに関する相談体制に関すること。
- ③ハラスメントの防止のための環境改善に関すること。

など、ハラスメントの防止及び排除並びにハラスメントに起因する問題の対応に関する施策について審議し、学長の指示により必要な措置を講じます。また、学生及び教職員等からハラスメントまたはハラスメントに起因する問題の申立てがあった場合には、速やかに「調査委員会」を設置するなどし、被害者の相談や事実関係の確認にあたり、問題解決のための対応を行い、被害救済等の措置が必要と判断した場合には、必要な措置を講じます。

NO!
ハラスメント

NO!
ハラスメント

NO!
ハラスメント